



白銀の大日ヶ岳

第 5 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月25日(水曜日) 午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

ホテルグランヴェール岐山 3階鳳凰
岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

議決権行使のご案内

議決権の行使方法につきましては、本定時株主総会招集ご通知4頁、5頁をご参照ください。

なお、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



株式会社 電算システムホールディングス

証券コード 4072

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、株式会社電算システムホールディングス第5期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

私たちを取り巻く事業環境は、労働人口の減少や地政学的リスクといった社会的課題に加え、生成AIをはじめとする革新的なテクノロジーの台頭により、これまでにない大きな転換期を迎えております。変化が激しく予測困難な時代だからこそ、私たちは自らの役割を再定義し、新たな価値を創造し続ける強固な意志が必要であると考えております。

当社グループは、経営理念に掲げるPurpose（存
在意義）である「情報技術と決済で豊かな社会を実現し、お客様の感動とその夢を叶えることで、社会に貢献する」を原動力に、事業を展開しております。お客様や社会が抱える課題に対し、対話を通じて深く寄り添い、ITと決済の両輪で実効性の高いソリューションを提供することで、長きにわたり信頼の絆を築いてまいりました。

当社の中核企業である株式会社電算システムは、1967年3月の創業から、間もなく60周年という大きな節目を迎えます。この半世紀以上の歩みの中で積み上げてきた「信頼」と「技術」を礎とし、2027年の創立60周年、そしてその先の未来に向けて、さらなる発展を目指す成長フェーズへと踏み出してまいります。グループ各社の個性を融合させるシナジーの最大化と経営基盤の強化を加速させ、既存事業の深化と新たな領域への挑戦を並行して進めることで、持続的な企業価値の向上に邁進する所存です。

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献する価値創造企業への進化を目指し、デジタル技術を賢明に活用しながら、自らが変革し続ける「DSK Transformation (DX)」を推進し、ステークホルダーの皆様とともに豊かな未来を切り拓いてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの取り組みにご理解を賜り、今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



株式会社電算システム
代表取締役社長 高橋譲太



株式会社電算システムホールディングス
代表取締役社長 小林領司

2026年3月6日

株 主 各 位

(証券コード：4072)
(発信日) 2026年3月6日
(電子提供措置の開始日) 2026年3月3日

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
株式会社 電算システムホールディングス
代表取締役社長 小林 領 司

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて「第5期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ds-hd.co.jp/>
メニューより「IR情報」、「株主総会」を選択していただき、ご確認ください。



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4072/teiji/>



インターネット等または書面により議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月24日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2026年3月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地

ホテルグランヴェール岐山 3階鳳凰

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第5期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

以 上

株主総会に関するご留意事項

- ◎電子提供措置事項について前頁の「当社ウェブサイト」及び「株主総会資料掲載ウェブサイト」にアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、例外として基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ・計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の「当社ウェブサイト」及び「株主総会資料掲載ウェブサイト」にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年3月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



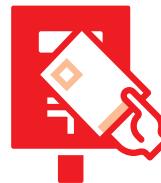
インターネット等による 議決権行使

下記注記をご了承のうえ、次頁の「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご参照いただき、議決権行使をお願いします。

ご不明な点がございましたら、次頁に記載のウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

行使期限

2026年3月24日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面による議決権行使

書面により議決権をご行使いただけます。後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。

行使期限

2026年3月24日（火曜日）
午後5時30分必着

- (注) 1. インターネット等による議決権行使は、次頁の「インターネット等による議決権行使方法のご案内」に記載された方法によつてのみ可能です。
2. インターネット等と書面で重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
3. インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としたします。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者への料金（接続料金）は、株主様のご負担となります。
5. 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとします。

インターネット等による 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年3月24日（火）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社IJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによるライブ配信のご案内

第5期定時株主総会の模様をYouTubeにてライブ配信いたします。

1.配信日時

2026年3月25日（水） 午前10時から株主総会終了時刻まで

2.ご視聴方法

パソコン・スマートフォン等で以下のライブ配信用URLをご入力、またはQRコードを読み取っていただき、ライブ配信用サイトへアクセスしてください。

3.ご留意事項

- ・ インターネットによるライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められず、当日のご質問、議決権行使、動議の提出を行うことはできません。議決権につきましては、行使期限にご留意いただいたうえで、本定時株主総会招集ご通知4頁、5頁にてご案内の方法により事前に行ってくださいますようお願い申し上げます。
- ・ 当社ウェブサイトやライブ配信をご視聴いただくための通信料につきましては、ご視聴者様にてご負担くださいますようお願い申し上げます。
- ・ ライブ配信の模様を撮影、録画、録音、保存、公開等することは、固くお断りいたします。
- ・ ご使用の機器や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合、またはご視聴いただけない場合がございますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。
- ・ 万一、何らかの事情により配信を行わない場合や変更がある場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

4.株主総会にご出席される株主様へ

可能な範囲において、ご出席株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場都合等により撮影されてしまう場合がございます。ご出席いただける場合はあらかじめご了承をお願い申し上げます。

議案及び参考事項

第1号議案 | 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営目標と認識しており、内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、安定的かつ継続的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、企業価値の向上と株主の皆様への利益還元をより一層強化するため、普通株式1株につき50円とさせていただきますと存じます。これにより、当事業年度の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金普通株式1株につき40円を含め、普通株式1株につき90円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円

なお、この場合の配当総額は、539,860,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月26日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当	2025年度 取締役会出席状況
1	再任	こばやし りょうじ 小林 領 司	代表取締役社長 グループ最高経営責任者	8/8回 (100%)
2	再任	たか はし じょう た 高 橋 譲 太	取締役 グループ事業統括責任者	8/8回 (100%)
3	再任	やし ま けん た ろう 八 島 健 太 郎	取締役 グループ業務統括	6/6回 (100%)
4	再任	う さ み たかし 宇 佐 美 隆	取締役 管理本部長	8/8回 (100%)
5	再任	なか た けい こ 中 田 恵 子	取締役	8/8回 (100%)
6	新任	み よし ひろ あき 三 好 博 昭	—	—

1

こばやし
小林りょうじ
領司

(1958年8月23日生) 所有する当社の株式数 53,831株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 3月	株式会社電算システム入社	2014年 1月	同社IDソリューション事業本部長
2003年 1月	同社システムサービス事業部長	2014年 3月	同社専務取締役執行役員
2005年 3月	同社取締役	2017年 1月	同社IT開発本部長
2009年 1月	同社ECソリューション事業本部長	2022年 3月	十六電算デジタルサービス株式会社代表取締役副社長
2011年 4月	同社常務取締役執行役員	2023年 3月	当社代表取締役社長グループ最高経営責任者（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、企業経営における豊富な経験と高度な知識を有し、特に開発分野で、幅広い経験と知見を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

2

たかはし
高橋じょうた
譲太

(1959年8月10日生) 所有する当社の株式数 10,541株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	三井情報開発株式会社 （現三井情報株式会社）入社	2017年 3月	同社ISソリューション事業本部長
2007年 1月	イーバンク銀行株式会社 （現楽天銀行株式会社）入行	2017年 5月	同社ICTイノベーション事業本部長
2009年 4月	株式会社ITストリーム代表取締役	2018年 3月	同社取締役副社長執行役員
2012年12月	株式会社ニーズエージェンシー （現株式会社DSKペイメント）代表取締役	2021年 7月	同社代表取締役社長執行役員（現任）
2017年 3月	株式会社電算システム取締役執行役員	2021年 7月	当社取締役グループ情報サービス事業統括
		2023年 1月	当社取締役グループ事業統括
		2023年 3月	当社取締役グループ事業統括責任者（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社電算システム代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、企業経営における多角的な事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

3

やしま
八島けんたろう
健太郎

(1969年1月28日生) 所有する当社の株式数 8,060株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月	光洋精工株式会社 (現株式会社ジェイテクト) 入社	2018年 3月	同社取締役執行役員
2010年 7月	同社退社	2021年 7月	同社常務取締役執行役員 (現任)
2010年 9月	株式会社電算システム入社	2022年 1月	同社BPO事業本部長兼海外事業担当
2012年 4月	同社執行役員	2024年 1月	同社ビジネスイノベーション事業本部長兼海外事業担当
2017年10月	CLIS Bayad Center, Inc. (フィリピン) Director	2025年 1月	同社グループ会社連携統括担当 (現任)
2018年 1月	株式会社電算システムECソリューション事業本部決済イノベーション事業部長 兼 海外事業担当	2025年 3月	当社取締役グループ業務統括 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社電算システム常務取締役執行役員

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、グループ経営における多角的な事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4

うさみ
宇佐美たかし
隆

(1961年10月6日生) 所有する当社の株式数 3,617株

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	株式会社十六銀行入行	2021年 7月	当社執行役員管理本部長兼人事部長
2016年 6月	同行多治見支店長	2022年 3月	株式会社電算システム取締役執行役員管理本部長兼人事部長
2017年10月	十六リース株式会社常務取締役	2023年 3月	当社取締役管理本部長兼人事部長 (現任)
2018年 1月	株式会社電算システム出向	2024年 7月	株式会社電算システム取締役執行役員管理本部長 (現任)
2018年 4月	同社執行役員管理本部長		
2020年 1月	同社執行役員管理本部長兼人事部長		

(重要な兼職の状況)

株式会社電算システム取締役執行役員管理本部長

取締役候補者とした理由

当社グループの一員として、又、当社の取締役として、管理本部における経営全般に関する豊富な経験と高度な知識を有しております。その経験や行動力は、今後とも、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

5

なかた
中田けいこ
恵子

(1968年7月6日生) 所有する当社の株式数

— 株 再任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月	富士通株式会社入社	2022年 4月	同社東海支社パートナービジネス部長
2016年 6月	同社関西ヘルスケア統括営業部第三営業部長	2023年 3月	当社取締役（現任）
2019年 4月	同社北陸支社福井支店長	2024年 4月	富士通株式会社パートナービジネス本部パートナー支援統括部（現パートナーリレーション統括部）統括部長（現任）
2021年 4月	富士通Japan株式会社東海・北陸エリア本部シニアディレクター		

(重要な兼職の状況)

富士通株式会社パートナービジネス本部パートナーリレーション統括部統括部長

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

富士通株式会社において、情報・通信分野における専門的かつグローバルな知識や豊富な経験を有しております。会社の経営に関与された経験はありませんが、独立した客観的な立場から、その経験や行動力は、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

本総会最終時点での社外取締役在任期間 3年

6

みよし
三好ひろあき
博昭

(1960年2月9日生) 所有する当社の株式数

— 株 新任 社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月	三井情報開発株式会社 （現三井情報株式会社）入社	2011年10月	ケンブリッジ大学クエアホール 客員フェロー
1991年 4月	同社総合研究所入所	2016年 4月	同志社大学技術・企業・国際競争 力研究センター長
2003年10月	株式会社現代文化研究所入所	2017年 4月	同大学政策学部教授
2004年 4月	同志社大学研究開発推進機構専任 フェロー（教授）	2025年 4月	同大学名誉教授（現任）
2008年 4月	同大学大学院総合政策科学研究科 教授		

(重要な兼職の状況)

同志社大学名誉教授

一般社団法人モビリティ・イノベーション・アライアンス理事

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

同志社大学名誉教授として、高い倫理観と極めて卓越した学術的背景、並びに実社会における技術動向への深い洞察力と豊富な知見を有しております。会社の経営に関与された経験はありませんが、独立した客観的な立場から、その経験や行動力は、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 三好博昭氏は、新任の取締役候補者です。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年12月31日現在の株式数を記載しております。
4. 各候補者の所有する当社の株式数には、電算システムグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
5. 中田恵子氏及び三好博昭氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、中田恵子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、三好博昭氏は、両取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認され就任した場合には、独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、中田恵子氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。中田恵子氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、三好博昭氏の選任が承認され就任した場合には、同氏との間で同様の損害賠償責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。
8. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

しょうずがわ
小豆川

ゆうこ
裕子

(1957年9月22日生) 所有する当社の株式数

一株

社外 独立役員



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3月	株式会社ニッセイ基礎研究所入社	2013年 4月	株式会社NTTデータ経営研究所 転籍
2003年 7月	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（現株式会社NTTデータ）入社	2017年 7月	同社退社
2004年 4月	内閣府経済社会総合研究所 客員研究員	2017年 9月	常葉大学経営学部経営学科准教授
2009年 4月	同志社大学 技術・企業・国際競争力研究センター 共同研究員	2021年 4月	同大学経営学部経営学科教授（学科長）
2012年 4月	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 客員教授	2023年 4月	同大学経営学部教授（学部長）（現任）

（重要な兼職の状況）

静岡県「雇用対策審議会」委員

富士市「中小企業等振興会議」会長

富士市「まち・ひと・しごと創生推進会議」座長

一般社団法人 日本テレワーク協会 アドバイザー

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ICTの普及と個人・組織・社会の相関、ワークスタイル&ワークプレイスの分野において高度な知識を有されております。会社の経営に関与された経験はありませんが、同氏の知見、経験に基づき、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対し、有益な助言並びに経営の監督をしていただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 小豆川裕子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 小豆川裕子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小豆川裕子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は、同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 小豆川裕子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。小豆川裕子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

【取締役・監査等委員のスキル・マトリックス】

取締役の選任に関する方針・手続きについては、社外取締役を過半数以上とする委員で構成された取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を受け、社内の役員規程の選任基準及び社外役員選任基準に基づき、法定の資格要件を満たし、人格見識ともに優れ、その職責を全うすることのできる候補者の中から、取締役会にて審議、決議され株主総会の決議により選任されます。

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を確保するため、各取締役がもつ主たるスキル・キャリア・専門性を一覧化したマトリックスに基づき、会社の組織体制に応じた人数と求める専門分野に精通した社内取締役と、企業経営者や有識者などから専門性を有した経験・見識・専門性を考慮して社外取締役を選任してまいります。

	氏名	社外	独立	保有スキル										
				企業経営	営業・ マーケ ティング	財務・会計	IT・DX	グローバル	M&A・ 金融	法務・ リスクマ ネジメント	人材・労務	内部統制	サステナ ビリティ	
取締 役	小林 領司			●		●	●				●		●	
	高橋 讓太			●	●		●			●		●		
	八島健太郎			●	●		●	●					●	
	宇佐美 隆					●				●	●	●		●
	中田 恵子	●	●		●		●	●				●		●
	三好 博昭	●	●		●		●	●				●	●	
監 査 等 委 員	澤藤 憲彦					●				●	●	●	●	
	富坂 博	●	●							●	●	●	●	●
	野田 勇司	●	●	●		●				●	●		●	

※各取締役が保有するスキルのうち、とりわけ当社が求める特に強みのあるもの最大5項目を記載しております。

第4号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2022年3月25日開催の第1期定時株主総会において、年額30百万円以内にご承認いただき今日に至っております。

今般、当社グループの経営規模の拡大およびガバナンス体制の強化に伴う監査等委員である取締役の役割と責任の増大、ならびに経済情勢の変化等を考慮し、今後の監査体制の充実および機動的な選任に備えるため、報酬限度額を年額60百万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、本議案は指名・報酬委員会の審議を経ており、上記の事情等を総合的に勘案し、相当であると判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役2名）であります。

以 上

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

■ 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景とした賃上げの進展や、活発なインバウンド需要に支えられ、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、継続的な原材料価格の高騰や円安によるコスト増が企業収益を圧迫するなど、先行き不透明な状況が続いております。このような経営環境において当社グループは、「共創」で新たな価値を創造し、社会に貢献することを経営理念のもと、さらなる業容の拡大と成長を志向し、継続的な営業努力と効率的な事業運営に努め、経営計画の達成を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績につきましては、売上高68,131百万円(前期比11.2%増)、営業利益3,624百万円(前期比56.8%増)、経常利益3,843百万円(前期比51.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2,896百万円(前期比56.5%増)となりました。

セグメント別売上高

(単位：百万円)

区分	第4期 (前連結会計年度)		第5期 (当連結会計年度)		増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
情報サービス事業						
SI・ソフト開発	27,188	44.3%	29,483	43.3%	2,294	8.4%
情報処理サービス	5,850	9.6%	6,199	9.1%	349	6.0%
商品及び製品販売	4,138	6.8%	7,287	10.7%	3,148	76.1%
その他	104	0.2%	91	0.1%	△13	△12.7%
小計	37,281	60.9%	43,061	63.2%	5,779	15.5%
収納代行サービス事業						
収納・集金代行サービス	22,204	36.2%	23,139	34.0%	935	4.2%
オンライン決済サービス	982	1.6%	1,188	1.7%	206	21.0%
送金サービス	226	0.4%	53	0.1%	△173	△76.4%
収納代行周辺サービス	321	0.5%	316	0.5%	△5	△1.6%
その他	239	0.4%	372	0.5%	132	55.2%
小計	23,974	39.1%	25,069	36.8%	1,095	4.6%
合計	61,256	100.0%	68,131	100.0%	6,874	11.2%

各事業内容の詳細は「(6) 主要な事業内容」をご覧ください。

情報サービス事業	売上高	430 億円 	営業利益	9 億円 
-----------------	------------	---	-------------	---

情報処理サービスではBPO（業務処理アウトソーシング）分野において、東濃BPOセンターでの運用業務を基軸とした請求書などの各種帳票作成代行サービスが引き続き堅調に推移しました。一方、従来のカatalog販売分野におけるデータエントリー業務、送り状印字サービスにおいては、ネット通販の影響により売上・利益ともに減少となりました。なお、今後も減少傾向が予想されております。SI・ソフト開発では、不採算案件の発生など利益押し下げ要因はあったものの、オートオークション業向けシステム案件やGoogle Workspace、Google Cloud Platformなどのクラウドサービス分野が好調に推移し、全体では増益に寄与いたしました。商品及び製品販売においては、競合他社との価格競争の激化、及び仕入れ価格の上昇の影響で利益率は低下したものの、GIGAスクール構想に対応したGoogle Chromebookの販売が堅調に推移し、売上高は前年を上回り利益を確保いたしました。

以上の結果、情報サービス事業の売上高は43,061百万円（前期比15.5%増）、営業利益は942百万円（前期は営業損失278百万円）となりました。

収納代行サービス事業	売上高	250 億円 	営業利益	26 億円 
-------------------	------------	---	-------------	--

主力の収納・集金代行サービスは、前期後半から稼働した大口案件による取扱件数の増加が一巡、下期後半にかけて売上高の成長がやや鈍化しました。また、一部の仕入れ単価上昇や金利上昇による収納金管理コスト増加の影響を受けつつも、徹底したコスト管理と契約の最適化により、営業利益は前期並を確保いたしました。

以上の結果、収納代行サービス事業の売上高は25,069百万円（前期比4.6%増）、営業利益は2,676百万円（前期比3.8%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

所要資金は、自己資金及び借入金等で充当しました。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において675百万円の設備投資を実施しました。なお、設備投資額には有形固定資産、無形固定資産が含まれております。

情報サービス事業においては、サーバー及びソフトウェア等で510百万円の設備投資を行いました。収納代行サービス事業においては、サーバー及びソフトウェア等で113百万円の設備投資を行いました。全社統括業務においては、建物付属設備等で51百万円の設備投資を行いました。

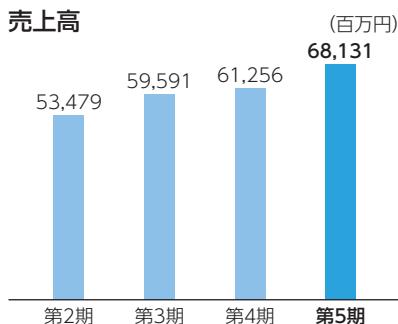
なお、当連結会計年度において重要な設備の除却はありません。

(4) 財産及び損益の状況

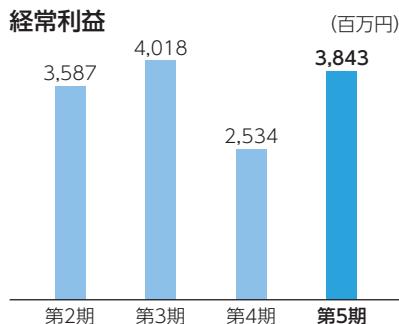
企業集団の財産及び損益の状況

区分	2022年度 第2期	2023年度 第3期	2024年度 第4期	2025年度 第5期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	53,479	59,591	61,256	68,131
経常利益 (百万円)	3,587	4,018	2,534	3,843
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,348	2,004	1,850	2,896
1株当たり当期純利益 (円)	217.72	187.71	173.88	271.06
総資産 (百万円)	72,170	57,051	61,747	69,112
純資産 (百万円)	19,665	20,774	22,294	24,881
(ご参考) 自己資本利益率 (ROE) (%)	12.7	10.0	8.7	12.4

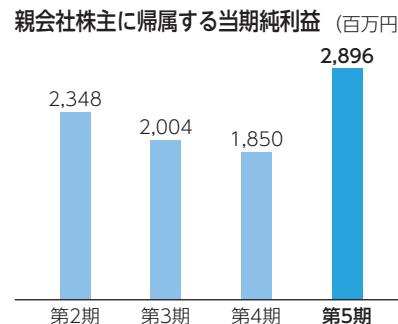
売上高



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



1株当たり当期純利益



総資産・純資産



自己資本利益率 (ROE)



(5) 対処すべき課題

現在のわが国経済は、雇用環境において一定の底堅さが見られる一方、物価上昇の影響により実質所得の改善は限定的であり、個人消費や企業活動の先行きには依然として不透明な状況が続いております。また、地政学的リスクの高まりや国際情勢の不安定化、金融市場の変動などにより、企業を取り巻く経営環境は不確実性を増しております。

こうした社会・経済環境に加え、生成AIやデータ活用をはじめとするデジタル技術の急速な進展は、企業経営や事業構造そのものに大きな変化をもたらしております。DX（デジタルトランスフォーメーション）は、単なる業務のデジタル化にとどまらず、実装と成果創出を通じて競争力を高める段階へと移行しており、企業には変化に柔軟に対応しながら、持続的な成長を実現するための経営基盤の強化が求められております。

このような環境下、当社グループは、経営理念に掲げるPurpose（存在意義）である「情報技術と決済で豊かな社会を実現し、お客様の感動とその夢を叶えることで、社会に貢献する」を原点として、情報サービス事業および収納代行サービス事業を軸に、情報技術と決済を融合した価値提供に取り組んでおります。事業環境の変化に的確に対応し、企業価値の持続的な向上を図るためには、自らが変革を実行し続ける「DSK Transformation (DX)」を着実に推進することが不可欠であると認識しております。

2026年に向けては、生成AIやデータ活用をはじめとする先端技術の活用を通じたサービス価値の高度化、グループシナジーの最大化による事業基盤の強化、ならびに人材・ガバナンスを含む経営基盤の強化を重要な経営課題として位置付け、次に掲げる事項に重点的に取り組んでまいります

①グループシナジーの最大化と経営基盤の強化

持株会社体制のもと、グループ各社が保有する技術、ノウハウ、顧客基盤を有機的に結び付け、経営資源の最適配分と意思決定の迅速化を図ってまいります。グループ経営機能の高度化を通じて、シナジーの最大化と持続的な企業価値向上を目指します。

②ストック型ビジネスの拡充と事業ポートフォリオの高度化

中長期的な成長を実現するため、安定的な収益基盤となるストック型ビジネスの拡充に注力してまいります。決済・収納代行分野における強みを活かしつつ、ITサービスとの融合や新たなサービスの創出を通じて、事業ポートフォリオの高度化を進めてまいります。

③DX推進および生成AI・データ活用による付加価値創出

生成AIやデータ活用は、業務プロセスやサービスの高度化に不可欠な要素となっております。当社グループは、これらの技術を積極的に取り入れ、業務効率化にとどまらないDXを推進するとともに、顧客やビジネスパートナーとの「共創」を通じ、オープンイノベーションによる新たなビジネス機会の創出に取り組んでまいります。

④サステナビリティ経営およびガバナンスの強化

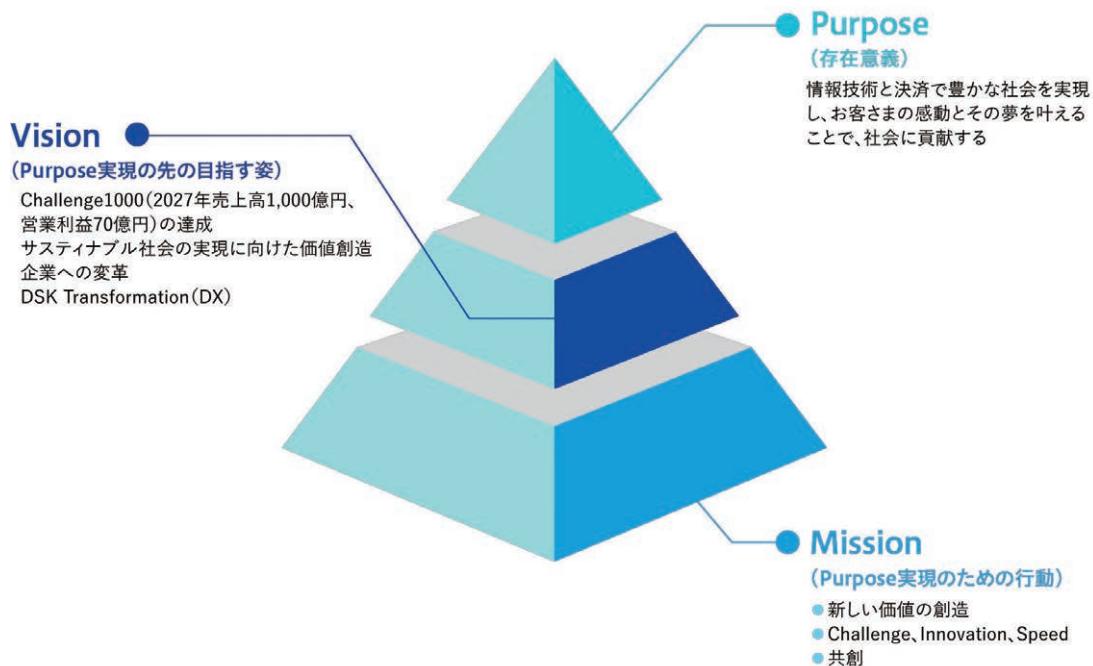
持続的な成長と社会的信頼の確保のため、環境・社会課題への対応、コンプライアンスの徹底、内部統制およびリスク管理体制の強化を重要な経営課題と位置付けております。グループ全体でのガバナンス強化を通じ、健全な経営基盤の構築に努めてまいります。

⑤高度DX・AI人材の育成とウェルビーイングの向上

激化する人材獲得競争の中、事業成長の源泉である「人」への投資を強化します。リスクリングによる社員のスキル向上や、次世代リーダーの育成に注力するとともに、AI・DX領域における専門人材の確保を積極的に行います。また、社員が健康で生き生きと働ける環境整備（ウェルビーイングの向上）を経営の重要テーマとして推進し、組織全体のパフォーマンス最大化を図ってまいります。

当社グループは、これらの課題に着実に取り組むことで、変化の激しい事業環境においても持続的な成長を実現し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えてまいります。

経営理念



これらの
実現により

株主の満足

企業価値の向上

社員の幸福

ウェルビーイングの向上

(6) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループの事業の展開状況は、以下のとおりであります。

①情報サービス事業

» 独立系のITベンダーとして顧客の共創パートナーに

» クラウドソリューションの提供、情報セキュリティ事業を積極展開

» 顧客の問題解決のため、SI、ソフト開発、システム導入支援、運用保守までワンストップで提供

» 各種BPOサービスで企業活動をバックアップ

» システム機器、ネットワーク・IoT機器の販売推進

(SI・ソフト開発)

SI（システムインテグレーション）では、顧客の課題解決のため、システム機器にソフトウェアプロダクトを組み込んで提供しております。さらに、Google関連ソリューションをはじめとする各種クラウドサービスの提供、ソフトウェアプロダクトの販売、生成AIの活用支援等を行っております。

ソフト開発（システムソリューション）では、顧客に最適なパッケージの導入・カスタマイズを中心とした事業と顧客の要求仕様に基づくシステム設計・製造を行う受託開発事業を行っております。さらに開発完了後の保守サポート、業務運用を含めたサービスを提供しております。これらについては請負または技術者派遣の形態で対応しております。

また、高度な免震設備や冗長化電源・入退館の多重セキュリティ対策等を講じたデータセンター環境の提供や世界最高水準のセキュリティ製品とその技術サポートにより情報セキュリティ事業の拡大、発展を推し進めております。

(情報処理サービス)

請求書発行代行及び入金管理、印刷（封入・封緘）、仕分け・発送等の業務、ギフト・通販におけるデータ処理及び受発注業務、人事給与に関わるバックオフィス業務等幅広い業務分野のBPOサービスを提供しております。また、コールセンター、データエントリーを受託しております。

また、ガソリンスタンドやガス販売店などのエネルギー業界に特化した、専用のソフトウェアプロダクトを提供しております。さらに、データ入力から計算処理、請求書や統計資料の作成まで、コンピュータ処理受託サービスも提供しております。

(商品及び製品販売)

顧客のデジタル化をトータルかつワンストップでサポートし、求めに応じたソフトウェアプロダクト・システム機器やサプライ用品を調達販売、また、ネットワーク・IoT機器の提供を行っております。

② 収納代行サービス事業

》IT企業として初めて収納代行サービスを開始

》総合決済プロバイダーとして、多様な決済ニーズに対応

》オリジナルの返金・送金サービスを展開

》最新で、安心／手軽なサービスプラットフォームの提供

1973年4月、民間企業では全国初の金融機関と提携した口座振替利用による収納代行サービスを開始し、さらに1997年2月セブン-イレブン・ジャパンなど大手コンビニエンスストア4社と提携して以降、コンビニエンスストアでの料金支払いを一括して管理する料金収納の代行業務を展開し、常に収納企業、消費者双方の利便性を追求し、お客さまの希望するタイミング・手段で決済できる新しいサービスプラットフォーム「TREE PAYMENT（ツリーペイメント）」や最新のデジタル決済インフラで下記の各種決済サービスを提供しております。

(収納・集金代行サービス、債権保証型後払いサービス)

コンビニ収納代行サービス、口座振替サービス、ゆうちょ振替MT代行サービス、請求書作成代行サービス、モバイル決済サービス（電子決済等代行業者：東海財務局長（電代）第3号）、スマートフォンを活用した各種決済サービスならびに債権保証型後払い・口座振替サービスを提供しております。

(オンライン決済サービス)

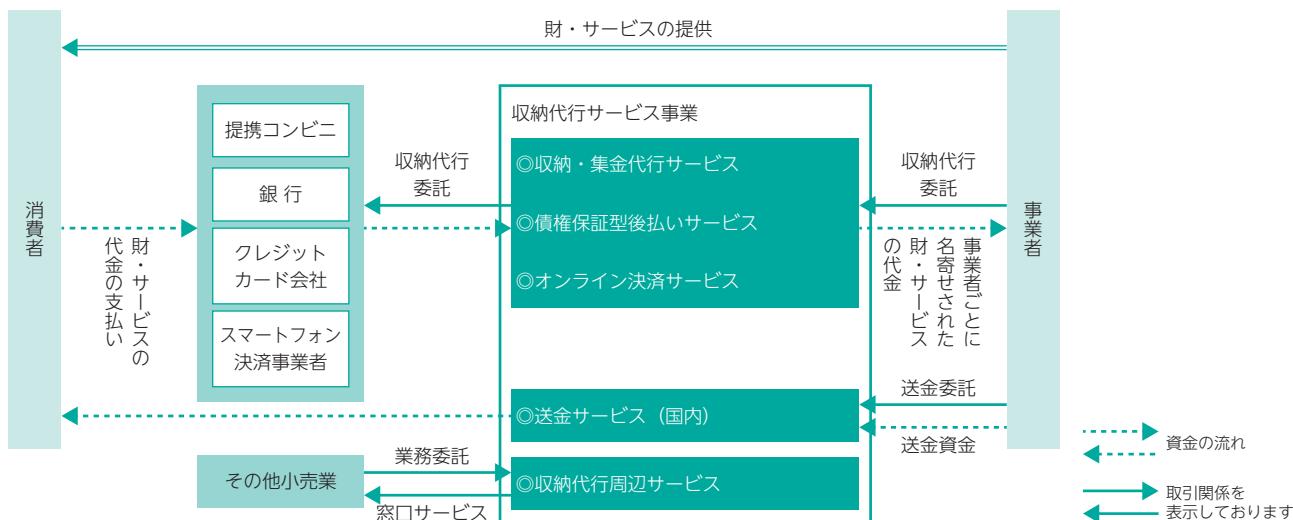
ペーパーレス決済サービス、クレジットカード決済サービスを提供しております。

(送金サービス)

返金や送金などの煩雑な業務を代行する国内送金サービス（第二種資金移動業者：東海財務局長第00001号）を展開しております。

(収納代行周辺サービス)

小売業等への収納代行窓口システムの提供等、消費者の利便性を追求する新たなサービス創造を推し進めております。



(7) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

名称	所在地
岐阜本社	岐阜県岐阜市
東京本社	東京都中央区

② 子会社

会社名	所在地
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市
株式会社ソフトテックス	宮城県宮崎市
株式会社DSKペイメント	東京都中央区
ガーデンネットワーク株式会社	東京都中央区
株式会社ゴーガ	東京都渋谷区
株式会社ピーエスアイ	東京都新宿区
アストロ日高株式会社	東京都新宿区
株式会社CMC	岐阜県岐阜市
株式会社Unyte	東京都千代田区

(注) 1. 当社は、2025年8月22日付で株式会社マイクロリサーチの全株式を譲渡いたしました。
 2. 当社は、2025年11月18日付で株式会社Unyteの株式を取得し子会社化いたしました。

③ 関連会社

会社名	所在地
株式会社システムエンジニアリング	岐阜県高山市
十六電算デジタルサービス株式会社	岐阜県岐阜市

(8) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
情報サービス事業	925 (80)	22 (増)
収納代行サービス事業	73 (7)	4 (増)
全社 (共通)	38 (10)	5 (増)
合計	1,036 (97)	31 (増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外からの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は、当社グループ外への出向者を除いております。
3. 従業員数欄の () は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
4. 臨時従業員には、契約社員、パート社員及び嘱託社員を含み、派遣社員を除いております。
5. 全社 (共通) として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(9) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
〈子会社〉			
株式会社電算システム	2,469百万円	100.00%	情報サービス 収納代行サービス
株式会社ソフトテックス	20百万円	55.00%	情報サービス
株式会社DSKペイメント	195百万円	100.00%	情報サービス 収納代行サービス
ガーデンネットワーク株式会社	100百万円	100.00%	情報サービス
株式会社ゴーガ	15百万円	100.00%	情報サービス
株式会社ピーエスアイ	50百万円	100.00%	情報サービス
アストロ日高株式会社	10百万円	100.00%	情報サービス
株式会社CMC	10百万円	100.00%	情報サービス
株式会社Unyte	55百万円	75.00%	情報サービス
〈関連会社〉			
株式会社システムエンジニアリング	48百万円	31.25%	情報サービス
十六電算デジタルサービス株式会社	360百万円	40.00%	情報サービス

- (注) 1. 当社は、2025年8月22日付で株式会社マイクロリサーチの全株式を譲渡いたしました。
 2. 当社は、2025年11月18日付で株式会社Unyteの株式を取得し子会社化いたしました。
 3. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社 における特定完全子会社の 株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	12,660百万円	20,408百万円

(10) 主要な借入先 (2025年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社十六銀行	597百万円

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社及び子会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship[®]）」（以下、「本プラン」といいます。）を、2023年2月16日開催の取締役会決議に基づき導入しております。

本プランは、電算システムグループ従業員持株会（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に電算システムグループ従業員持株会専用信託（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、その設定後5年11カ月にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

③ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 領 司	グループ最高経営責任者
取 締 役	高 橋 讓 太	グループ事業統括責任者 株式会社電算システム 代表取締役社長執行役員
取 締 役	八 島 健 太 郎	グループ業務統括 株式会社電算システム 常務取締役執行役員
取 締 役	宇 佐 美 隆	管理本部長兼人事部長 株式会社電算システム 取締役執行役員管理本部長
取 締 役	鈴 木 正 伸	経営企画室長 株式会社電算システム 取締役執行役員経営企画室長
取 締 役	中 田 恵 子	富士通株式会社 パートナービジネス本部パートナーリ レーション統括部統括部長
取締役(常勤監査等委員)	澤 藤 憲 彦	株式会社電算システム 監査役
取締役(監査等委員)	富 坂 博	弁護士 富坂法律事務所代表
取締役(監査等委員)	野 田 勇 司	公認会計士 野田公認会計士事務所代表

- (注) 1. 第4期定時株主総会終結の時をもって、取締役柳原一元氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 取締役中田恵子氏、取締役（監査等委員）富坂博氏及び野田勇司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役中田恵子氏、取締役（監査等委員）富坂博氏及び野田勇司氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）野田勇司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、様々な社内会議への出席、役職員との面談及び各拠点への往査等をスムーズに行うことにより、社内の広範な情報を迅速に収集し、また、内部監査部門との連携を密に図り、監査の実効性を高めるため、澤藤憲彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償を負担するものとなっております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の関係会社の取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）並びに監査役全員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約によって、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることとなる損害が補填されます。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役の報酬は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、外部調査機関による調査データに基づく規模や業種の類似する水準をもとに、各役員の役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役（監査

等委員である取締役、社外取締役を除く)の報酬は、月額定額報酬、業績連動報酬等(賞与)及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、月額定額報酬のみを支払うこととしています。

b 個人別の月額定額報酬の額の決定に関する方針

月額定額報酬は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において審議・答申され取締役会にて決定されます。月額定額報酬については、各役員の役位や担当領域の規模・グループ経営への影響の大きさなど、各役員が担う役割・責務等に応じて定められた金額の支給としております。

c 業績連動報酬並びに譲渡制限付株式報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針 (業績連動報酬)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。当該業績評価指標を選択した理由は、企業価値の向上を目指すにあたり、売上高及び営業利益を重視する経営指標に基づきます。

なお、目標とする業績評価指標と変動幅については、適宜、事業環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえ見直しを行うものとします。

(譲渡制限付株式報酬)

中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬としての譲渡制限付株式報酬は、2022年3月25日開催の第1期定時株主総会で決議された報酬総額の範囲に基づき、取締役会にて役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、毎年一定時期に付与するものとします。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)と当社の間では、年度ごとに譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結いたします。

本割当契約の内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

d 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や類似する業種・業態に属する企業の報酬水準を参考に、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。業績評価指標の目標達成率が100%の場合、取締役の報酬等の割合については、月額定額報酬が約70%、業績連動報酬等が約30%程度となるように設定しております。

e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの期待に応えるよう役員が継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、当社グループの価値の増大に資するものとし、報酬については、当社の発展を担う有為な人材を確保・維持できる金額水準の設計にしております。

取締役の報酬等の決定に関する手続きの透明性、客観性及び合理性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。取締役会は、同委員会の答申に基づき、取締役の報酬に関する方針、取締役の個別報酬等を決定します。

f 役員報酬等に関する株主総会決議

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年3月25日開催の第1期定時株主総会において年額300百万円以内（当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役1名））と定めており、その範囲内で経済環境、業界動向及び業績を勘案し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を取締役会で決めております。

また、同定時株主総会において、上記報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬として、年額80百万円以内、株式数の上限を年間40,000株以内と決議いただいております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等の額は、2022年3月25日開催の第1期定時株主総会において年額30百万円以内（当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議されており、その範囲内で各監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の協議により決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	6名	115百万円	77百万円	31百万円	7百万円
取締役 (監査等委員)	3名	29百万円	29百万円	－	－
(うち社外取締役)	(2名)	(12百万円)	(12百万円)	(－)	(－)
合計	9名	144百万円	106百万円	31百万円	7百万円

- (注) 1. 上表には、2025年3月25日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）には、無報酬の取締役（監査等委員を除く）が1名在任しております。
3. 業績連動報酬にかかる業績指標は連結売上高及び連結営業利益であり、業績連動報酬の算定方法等は、「〔5〕取締役の報酬等① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
なお、当事業年度における業績連動報酬は、連結売上高及び連結営業利益に連動する計算方法に基づいて支給しており、当連結会計年度の実績は連結売上高68,131百万円、連結営業利益3,624百万円となっております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社株式の譲渡制限付株式です。譲渡制限付株式の割当の条件等は、「〔5〕取締役の報酬等① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
なお、当事業年度における交付状況は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、指名・報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を高めるためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された、社外取締役を過半数以上とする3名の取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。
指名・報酬委員会の構成は、次のとおりであります。
指名・報酬委員長 野田 勇司 社外取締役（監査等委員）
指名・報酬委員 富坂 博 社外取締役（監査等委員）
指名・報酬委員 小林 領司 代表取締役社長グループ最高経営責任者

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ア 取締役中田恵子氏は、富士通株式会社のパートナービジネス本部パートナーリレーション統括部統括部長を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- イ 取締役（監査等委員）富坂博氏は、富坂法律事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- ウ 取締役（監査等委員）野田勇司氏は、野田公認会計士事務所の代表を兼務しておりますが、当該兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中田 恵子	<p>当事業年度の取締役会 8 回中 8 回に出席し、情報・通信分野における専門的な知識や豊富な業務経験を活かし、発言を行っております。また、当社の経営及び業務全般に対する助言及び意見をいただき、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役（監査等委員）	富坂 博	<p>当事業年度の取締役会 8 回中 8 回に、また監査等委員会 11 回中 11 回に出席し、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。特に企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から、取締役会の意思決定機能や監督機能に実効的な助言及び意見をいただくなど、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会 3 回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役（監査等委員）	野田 勇司	<p>当事業年度の取締役会 8 回中 8 回に、また監査等委員会 11 回中 11 回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、発言を行っております。特に企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を活かし、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対して有益な助言並びに経営の監督を行っていたなど、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会 3 回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。</p>

Ⅴ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
②当社及び当社連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人からの監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積もりの額について、前期の評価実績を踏まえ、前期の計画と実績、報酬総額、時間あたり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、「新リース会計基準導入に係るコンサル業務」についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由の報告を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

③ 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、行動原理・原則において、「共創によりお客様の新しい価値を創造し、社会に貢献する経営」を目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが、「当社の果たすべき使命と存在意義である」と宣言しております。

また、企業価値の増大・最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社の果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社にふさわしい経営体制の整備・構築、運用を目指しております。

さらに、運用上発見された要改善事項については随時是正するよう迅速な対応に当たるとともに、組織や、組織を取巻く環境の変化に対応して社内統制システム及び社内規程等の継続的な見直し・改善に努めております。

内部統制システムの整備の状況

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 法令遵守については、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程、役職員行動規範、業務等に関する内部情報管理規程を制定し、コンプライアンスの基本方針を定め、定期的に法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- b 報告・相談方法についても規定し、取締役及び使用人の法令違反につき通報出来る体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングしてまいります。
- c 役員規程において、取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告することと規定し、相互牽制機能の実効性を担保しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る情報の保存、管理について、文書管理規程等の社内規程を定め、情報の記録管理体制を整備しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 事業の推進に伴うリスクについては、「リスク管理規程」に基づき当社及び関係会社全体のリスクを網羅的に把握・管理するとともに、経営会議・経営戦略会議等での審議・検討による意思決定、予算・実績比較によるコントロール、与信管理制度及び稟議制度の導入、内部監査、法令遵守通報制度、財務報告の信頼性確保に関する諸規程の導入などにより、継続的に監視しております。

- b 情報漏洩、破壊、滅失及びプライバシー保護などのリスクについては、ISO/IEC27001の取得、プライバシーマークの取得に基づく技術的・物理的な管理システムの構築及び個人情報保護リスクマネジメント規程、情報セキュリティマネジメント規程、緊急事態対応手順規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図ります。また、取締役及び使用人並びに当社内業務者のリスク関連規程、ガイドライン等の遵守状況を内外の第三者が点検、評価する体制を整備しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、決裁権限基準等により意思決定権限を明確化しております。
- b 重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため、経営会議にて十分協議したうえで取締役会に付議いたします。
- c 子会社に対し、当社の職務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させております。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 関係会社については、自律経営を原則としたうえで、関係会社管理規程を制定し、業務の適正を確保しております。
- b 関係会社管理規程に則り、連結子会社との役員の兼任又は役員及び監査役派遣もしくは子会社担当執行役員及び担当部署への関係書類の提出を求め、取締役会又は経営会議での承認を通じ、連結子会社の重要な組織、経営（経理・業務・財務状況）等を管理、監督します。
- c 内部監査部門による定期的な監査により実施状況を確認します。

⑥取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- a 監査等委員が、取締役会、経営会議等の会議において報告を受け、経営戦略会議等へは常勤監査等委員が出席して社外取締役である監査等委員へ報告を行い、また必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会への説明、報告を行うこととしております。
- b 子会社の取締役・監査役及び従業員（以下「子会社の役職員」といいます。）から報告を受けた者は、監査等委員会に報告する必要があると判断した事項について、直接又は間接的に監査等委員会に報告する体制を整備しております。
- c 内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨を規程に定め、その旨を周知し適切に運用しております。

⑦監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務について生ずる必要な費用の前払い又は償還請求その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について請求があったときは、速やかに当該費用の支払いを行います。

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査等委員は、代表取締役を含む取締役及び主要な使用人と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行います。
- b 監査等委員会は、監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重するようにします。
- c 監査等委員は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を行います。

⑨財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制

- a 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備するため、基本方針書を作成し、当社グループとして全社的内部統制並びに重要な業務プロセスの文書化と運用の徹底を図り、自己評価と独立部署による内部統制の評価を行い、期中に発見した要改善事項についての改善を実施します。当該評価結果を根拠に経営者は「内部統制報告書」を作成し、また、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認を行うこととしております。
- b 情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき社内規程を整備し、適時適切な開示を実施します。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力の事業活動への関与を防止する旨を定め、全社に徹底しております。
- b 担当部署が、平時から警察、弁護士、地域企業と情報交換を行い緊密な関係を築き、非常時にはこれら関係先へ連絡・相談し、連携を取りながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

当該体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取り組み

当社は、当社グループの取締役、執行役員、業務監査室長及び使用人代表が出席する「コンプライアンス委員会」を毎月開催し、法令等の遵守状況を確認し、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。

また、当社グループの役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引規制等に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

②リスク管理に関する取り組み

事業の推進に伴い発生しうるリスクに対して、経営会議等においてリスクへの対処に関する意思決定を行っております。

また、情報セキュリティについては、当社グループ内で「情報セキュリティ委員会」を定期的に開催しており、情報セキュリティに関するリスク等の報告を行っております。

③取締役の職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会付議基準、決裁権限基準等に基づき、取締役会承認事項、経営会議承認事項、稟議事項及び伺書承認事項に分け、意思決定を明確化しております。

当事業年度の取締役会において、経営会議にて協議された重要事項の審議及び各取締役の業務執行の状況等の報告を受け、また、期末には職務執行確認書にて当社及び主要子会社の取締役が担当する業務に伴う適法性・妥当性等を確認し、職務執行が適法、効率的かつ迅速に行われていることの監督を行いました。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組み

経営会議において、グループ会社の経営状況等を決議し、取締役会へ報告を行っております。

⑤監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

基本方針及び監査計画に基づいて重点監査項目を中心に監査を実施し、監査等委員会において、当社グループの取締役の職務執行の適法性・妥当性及び効率性、コンプライアンス体制並びに内部統制システムの運用状況等について審議・協議を行うとともに、必要な情報交換を行っております。

また、取締役会等の社内重要会議への出席、社内重要書類の閲覧並びに取締役・執行役員及びグループ会社の監査役から懸案事項及び事業等のリスク等について定期的に報告を受け、業務監査室とも常に連携を図り、情報収集・意見交換を行う他、代表取締役社長と年2回の意見交換を行っております。

⑥財務報告及び情報開示に係る内部統制に対する取り組み

業務監査室は、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

また、定期的にJ-SOX法対応委員会を開催し、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、運用ルール及びシステムの改善に繋げることにより、当社グループの内部統制システムの質的向上を図っております。

■ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,999	流動負債	43,008
現金及び預金	22,666	買掛金	6,610
金銭の信託	17,319	1年内返済予定の長期借入金	131
受取手形	136	未払法人税等	260
売掛金	9,306	契約負債	10,728
契約資産	1,794	収納代行預り金	22,288
商品及び製品	579	賞与引当金	92
仕掛品	345	受注損失引当金	62
前払費用	7,806	株主優待引当金	44
その他	1,075	その他	2,789
貸倒引当金	△31	固定負債	1,222
固定資産	8,113	長期借入金	498
有形固定資産	2,568	繰延税金負債	164
建物及び構築物	1,136	役員退職慰労引当金	152
土地	791	退職給付に係る負債	101
その他	641	資産除去債務	26
無形固定資産	1,974	債務保証損失引当金	18
のれん	594	その他	260
顧客関連資産	464	負債合計	44,230
ソフトウェア	618	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	297	株主資本	24,204
その他	0	資本金	2,503
投資その他の資産	3,569	資本剰余金	2,628
投資有価証券	2,811	利益剰余金	19,356
繰延税金資産	285	自己株式	△284
差入保証金	443	その他の包括利益累計額	433
その他	116	その他有価証券評価差額金	433
貸倒引当金	△87	非支配株主持分	244
資産合計	69,112	純資産合計	24,881
		負債純資産合計	69,112

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		68,131
売上原価		57,116
売上総利益		11,014
販売費及び一般管理費		7,389
営業利益		3,624
営業外収益		
受取利息	73	
受取配当金	31	
受取手数料	31	
投資有価証券売却益	15	
固定資産売却益	0	
投資事業組合運用益	126	
デリバティブ評価益	1	
債務時効益	9	
その他	14	302
営業外費用		
支払利息	22	
固定資産売却損	2	
持分法による投資損失	24	
為替差損	13	
貸倒引当金繰入額	20	
その他	0	84
経常利益		3,843
特別損失		
投資有価証券評価損	116	
関係会社株式売却損	15	132
税金等調整前当期純利益		3,711
法人税、住民税及び事業税	564	
法人税等調整額	233	798
当期純利益		2,912
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		2,896

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,804	流動負債	1,325
現金及び預金	1,218	1年内返済予定の長期借入金	69
未収入金	133	未払法人税等	0
関係会社短期貸付金	1,210	株主優待引当金	44
その他	243	関係会社短期借入金	1,100
固定資産	17,604	その他	109
投資その他の資産	17,604	固定負債	489
関係会社株式	17,564	長期借入金	470
繰延税金資産	40	債務保証損失引当金	18
資産合計	20,408	負債合計	1,814
		(純資産の部)	
		株主資本	18,594
		資本金	2,503
		資本剰余金	13,821
		資本準備金	2,169
		その他資本剰余金	11,652
		利益剰余金	2,552
		その他利益剰余金	2,552
		繰越利益剰余金	2,552
		自己株式	△284
		純資産合計	18,594
		負債純資産合計	20,408

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		2,438
営業費用		435
営業利益		2,003
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3	
その他	13	16
営業外費用		
支払利息	6	6
経常利益		2,012
特別損失		
関係会社株式売却損	170	170
税引前当期純利益		1,841
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	△25	△23
当期純利益		1,865

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社電算システムホールディングス
取締役会 御 中有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡宏仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細井 怜

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電算システムホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電算システムホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

株式会社電算システムホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北岡宏仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細井 怜

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算システムホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、監査の計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月18日

株式会社電算システムホールディングス 監査等委員会

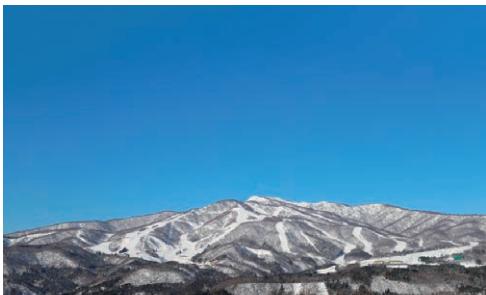
常勤監査等委員 澤 藤 憲 彦 ㊞

監査等委員 富 坂 博 ㊞

監査等委員 野 田 勇 司 ㊞

(注) 監査等委員 富坂 博及び野田 勇司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



大日ヶ岳 (だいにちがたけ)

大日ヶ岳は、岐阜県郡上市と高山市にまたがる標高1,709mの秀峰であり、清流・長良川の源流の地でもあります。

冬には豊富な積雪に恵まれ、その広大な斜面を利用して西日本最大級の規模を誇るスキー場が展開され、極上の雪質を求めて全国から多くの愛好家が訪れます。また麓にはキャンプ場やゴルフ場等の施設も充実しており、雄大な自然と観光拠点としての活気が共存する、オールシーズン楽しめる高原リゾートのランドマークです。

株主総会会場ご案内図

会場

ホテルグランヴェール岐山 3階鳳凰

岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通6丁目14番地
TEL 058-263-7111

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は
お間違えのないようご注意ください。

開催
日時

2026年3月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



■ JR岐阜駅または名鉄岐阜駅下車

(バス利用) JR岐阜駅 駅北口バスターミナル9番乗り場(北口右側)より□70岐阜大学
または岐阜大学病院行きに乗車(所要約9分)柳ヶ瀬西口下車、徒歩2分
名鉄岐阜駅 駅前バス停5番乗り場(駅の向かい側)より□70岐阜大学病院
行きに乗車(所要約7分)柳ヶ瀬西口下車、徒歩2分

■ 自家用車の場合

◇名神高速道路・岐阜羽島ICより(18km所要約35分)
◇東海北陸自動車道・岐阜各務原(ぎふかかみがはら)ICより(10km所要約20分)
契約駐車場はホテルに隣接した「D-Parking西柳ヶ瀬第1」立体駐車場となります。
周辺の平地のD-Parkingは契約外の駐車場になりますのでご注意ください。

■ おねがい

契約駐車場は台数に限りがあり、ご利用いただけない場合がございます。
なるべく公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。